

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22 年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止通知	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
基幹統計調査の承認	5
3-1 一般統計調査の承認	6
年金制度基礎調査（平成22年承認）（厚生労働省）	6
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成22年承認）（厚生労働省）	8
食品流通段階別価格形成調査（平成22年承認）（農林水産省）	10
通信利用動向調査（平成22年承認）（総務省）	14
雇用均等基本調査（平成22年承認）（厚生労働省）	16
観光産業構造基本調査（仮称）試験調査（観光庁）	19
幹線旅客流動実態調査（平成22年承認）（国土交通省）	20
経営環境実態調査（平成22年承認）（中小企業庁）	23
花き産業振興総合調査（平成22年承認）（農林水産省）	24
環境経済観測調査（平成22年承認）（環境省）	26
集落営農実態調査（平成22年承認）（農林水産省）	28
農産物地産地消等実態調査（平成22年承認）（農林水産省）	30
新規就農者調査（平成22年承認・2回目）（農林水産省）	32
3-2 一般統計調査の中止通知	34
集落営農活動実態調査（平成22年通知）（農林水産省）	34
4 届出統計調査の受理	35
(1) 新規	35
外国人登録者数調査（平成22年届出）（愛知県）	35
高等技術専門校再構築に係る基礎調査における離職者調査（平成22年届出）（千葉県）	36
平成22年度職業能力開発基礎調査（平成22年届出）（香川県）	37

年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）（宮崎県）	39
岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査（平成22年届出）（岐阜県）	40
県内留学生就職活動実態調査（平成22年届出）（愛知県）	41
食育等に関するアンケート調査（平成22年届出）（奈良県）	43
(2) 変更	46
熊本県労働条件等実態調査（平成22年届出）（熊本県）	46

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当なし			

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、
主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.11.5	年金制度基礎調査	厚生労働大臣
H22.11.5	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	厚生労働大臣
H22.11.9	食品流通段階別価格形成調査	農林水産大臣
H22.11.9	通信利用動向調査	総務大臣
H22.11.9	雇用均等基本調査	厚生労働大臣
H22.11.10	観光産業構造基本調査（仮称）試験調査	国土交通大臣
H22.11.12	幹線旅客流動実態調査	国土交通大臣
H22.11.16	経営環境実態調査	経済産業大臣
H22.11.16	花き産業振興総合調査	農林水産大臣
H22.11.24	環境経済観測調査	環境大臣
H22.11.24	集落営農実態調査	農林水産大臣
H22.11.29	農産物地産地消等実態調査	農林水産大臣
H22.11.29	新規就農者調査	農林水産大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H22.11.24	集落営農活動実態調査	農 林 水 産 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.11.1	外国人登録者数調査	愛知県知事
H22.11.10	高等技術専門学校再構築に係る基礎調査における離職者調査	千葉県知事
H22.11.11	平成22年度職業能力開発基礎調査	香川県知事
H22.11.16	年末一時金要求・妥結状況調査	宮崎県知事
H22.11.26	岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査	岐阜県知事
H22.11.29	県内留学生就職活動実態調査	愛知県知事
H22.11.30	食育等に関するアンケート調査	奈良県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.11.15	熊本県労働条件等実態調査	熊本県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認
【該当なし】

○一般統計調査の承認

【調査名】 年金制度基礎調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月5日

【実施機関】 厚生労働省年金局数理課

【目的】 年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和48年から、国民年金及び厚生年金保険における各種年金制度のうち、毎回、対象にする年金制度を変更しながら不定期に行ってきたものである。

平成6年以降は、基本的に毎年度実施されているが、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく財政検証（5年ごとに行う年金財政の現況や見通しの検証）の作業を行う年においては、検証作業に相当の事務負担が生じ、調査を行う余裕がないため、実施されていない。

また、平成17年調査以降においては、国民年金及び厚生年金を区分せず、遺族年金受給者実態調査、障害年金受給者実態調査及び老齢年金受給者実態調査の3調査のいずれかを実施する形に変更されている。

【調査の構成】 1－遺族年金受給者実態調査票 2－障害年金受給者実態調査票 3－老齢年金受給者実態調査票

【公表】 インターネット（調査実施年翌年の9月）

【備考】 今回の変更は、遺族年金受給者実態調査の実施に係る調査対象の拡充（国民年金と厚生年金の一括調査）及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－遺族年金受給者実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）遺族基礎年金受給者、新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者、旧法厚生年金保険の遺族年金受給者及び寡婦年金受給者 （抽出枠）日本年金機構が有する受給者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）22,050/4,420,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成22年11月下旬～12月28日

【調査事項】 （本人の状況）1. 性別、2. 年齢、3. 就業状況、4. 労働による収入の状況、5. 遺族年金受給前後の就業状況、6. 住居の状況、
（世帯の状況）1. 世帯人員数、世帯構成員、2. 就業状況、3. 収入の状況、4. 生活保護の状況、5. 収入の内訳、6. 支出の状況、内訳

※

【調査票名】 2－障害年金受給者実態調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 障害年金受給者 (抽出枠) 障害厚生年金受給者及び障害基礎年金受給者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 23,062/1,800,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成21年12月1日現在 (系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成21年11月下旬～12月28日

【調査事項】 (本人の状況) 1. 性別、2. 年齢(生年月日)、3. 障害者手帳の有無、4. 特別障害者手当の受給状況、5. 日常生活の介助の状況、6. 介護認定の状況、7. 日常生活の形態、8. 治療・療養・介助の費用、9. 就業状況、10. 本人の収入の状況、

(世帯の状況) 1. 世帯人員、2. 世帯人員・子の状況、3. 世帯の生活費、4. 生活保護の状況、5. 主な収入の種類、6. 世帯の就業状況、7. 世帯の収入の状況

※

【調査票名】 3－老齢年金受給者実態調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 平成19年11月1日現在の老齢年金の受給者 (抽出枠) 年金受給権者ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 23,000/30,000,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成19年11月1日現在 (系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成19年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 本人の性別・生年月日、2. 世帯構成、3. 本人及び配偶者の就業状況(現在・年金受給前)、4. 本人及び配偶者の収入・支出・貯蓄、5. 公的年金の役割に対する認識

【調査名】 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月5日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【目的】 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定において、障害福祉サービス等従事者の処遇改善を図るためにプラス5.1%の報酬改定を実施したところである。

また、平成21年4月の政府の「経済危機対策」において「障害者の自立支援対策の推進」が掲げられ、「福祉・介護人材の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成」が具体的な施策として盛り込まれたことを踏まえ、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業において「福祉・介護人材の処遇改善事業」を平成21年10月から実施しているところである。

これらの施策の実施が、障害福祉サービス事業所等に与える影響について調査・分析を行うことにより、報酬改定等の趣旨が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に的確に反映されているかどうか検証するための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、平成21年度及び22年度のみ実施された調査である。

【調査の構成】 1－障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成23年2月、報告書：平成23年3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設及び事業所 （属性）以下の施設・事業所を運営する法人

1. 新体系の障害福祉サービス等を提供する事業所 ア. 介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）、イ. 訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、ウ. 相談支援、

2. 旧体系の障害福祉サービス等を提供する施設（特定旧法指定施設）（身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者通勤寮）、

3. 障害児施設等（肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業）

(抽出枠) 平成22年4月1日現在の障害福祉サービス事業所等を都道府県に照会し作成した名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 10,177/20,585 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成20年度～22年度 (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 平成21年度及び22年度 (実施期日) 平成22年11月上旬～12月1日

【調査事項】 1. 障害福祉サービス等の提供状況、2. 平成21年4月の報酬改定等を受けた対応状況、3. 収支の状況、4. 新体系移行の状況、5. 福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の状況、6. 従事者の状況、7. 直接処遇職員の状況

【調査名】 食品流通段階別価格形成調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月9日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 青果物に係る調査：市場流通が主体を占める青果物について、産地から消費地までの市場を経由する各流通段階別の流通経費の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成を試算することにより、食料の安定供給の確保に関する施策を推進するための資料を整備することを目的に実施する。

水産物に係る調査：市場流通が主体を占める水産物について、産地から消費地までの市場を経由する各流通段階別の流通経費の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成を試算することにより、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策を推進するための資料を整備することを目的に実施する。

【沿革】 本調査は、青果物流通段階別価格形成追跡調査（昭和39年から毎年実施の旧承認統計調査）と水産物流通段階別価格形成追跡調査（昭和51年から3年周期で実施の旧承認統計調査）とを平成9年度に統合し、以降、毎年実施されている調査であり、平成9年度から14年度までは、「食品流通段階別価格形成追跡調査」の名称であったが、15年度に現在の名称に変更された。

また、平成20年度調査から、水産物調査の調査周期が3年から毎年に変更された。

【調査の構成】 1－青果物集出荷段階経費調査票 2－青果物仲卸段階経費調査票 3－青果物小売段階経費調査票 4－水産物産地卸売段階経費調査票 5－水産物産地出荷段階経費調査票 6－水産物仲卸段階経費調査票 7－水産物小売段階経費調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年の4月下旬、詳細：調査実施年の翌々年の2月下旬）

【備考】 今回の変更は、調査の実施期間を約4か月延長。

※

【調査票名】 1－青果物集出荷段階経費調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）中央卸売市場へ青果物を出荷している集出荷団体 （抽出枠）中央卸売市場に属する集出荷団体の名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）320／3,010 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月1日～3月31日） （系統）農林水産省－地方農政事務所（局）－統計・情報センター－（調査員）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 生産者の労働による入荷荷姿別青果物卸売市場向け出荷量等、2. 代金決済勘定、3. 出荷量、4. 集出荷及び販売経費、5. 事業管理費、6.

販売金額

※

【調査票名】 2－青果物仲卸段階経費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 中央卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者 (抽出枠) 中央卸売市場に属する仲卸組合の名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 103/1,846 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費：調査実施年度の前年度の1年間(4月1日～3月31日)、品目別の仕入金額、販売金額等：調査実施年度の11月(1か月間) (系統) 農林水産省－地方農政事務所(局)－統計・情報センター－(調査員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年11月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2. 販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

※

【調査票名】 3－青果物小売段階経費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 中央卸売市場に所属する仲卸業者から青果物を仕入れている小売業者 (抽出枠) 中央卸売市場に属する小売商組合の名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 103/58,436 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費：調査実施年度の前年度の1年間(4月1日～3月31日)、品目別の仕入金額、販売金額等：調査実施年度の11月(1か月間) (系統) 農林水産省－地方農政事務所(局)－統計・情報センター－(調査員)－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年11月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2. 販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

※

【調査票名】 4－水産物産地卸売段階経費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 産地卸売市場において水産物を取り扱う産地卸売業者 (抽出枠) 中央卸売市場に属する水産物を取り扱う産地卸売業者の名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 100/964 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月1日～3月31日) (系統) 農林水産省－地方農政事務所(局)

－統計・情報センター－（調査員）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 販売事業収益、2. 販売費、3. 事業管理費、4. 廃棄処分費、5. 完納奨励金及び出荷奨励金、6. 産地卸売市場の取扱数量及び取扱金額

※

【調査票名】 5－水産物産地出荷段階経費調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）産地卸売市場に所属する産地出荷業者（抽出枠）中央卸売市場に属する産地出荷業者の名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）100/38,612（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度の1年間（4月1日～3月31日）（系統）農林水産省－地方農政事務所（局）－統計・情報センター－（調査員）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 仕入金額、販売金額及び奨励金、2. 販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

※

【調査票名】 6－水産物仲卸段階経費調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）中央卸売市場において水産物を取り扱う仲卸業者（抽出枠）中央卸売市場に属する仲卸組合の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）102/2,735（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費：調査実施年度の前年度の1年間（4月1日～3月31日）、品目別の仕入金額、販売金額等：調査実施年度の10月（1か月間）（系統）農林水産省－地方農政事務所（局）－統計・情報センター－（調査員）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2. 販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額、販売金額等

※

【調査票名】 7－水産物小売段階経費調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）中央卸売市場に所属する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者（抽出枠）中央卸売市場に属する小売商組合の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）102/54,199（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）仕入金額、販売金額及び完納奨励金、販売費及び一般管理費：調査実施年度の前年度の1年

間（4月1日～3月31日）、品目別の仕入金額：調査実施年度の10月（1か月間）（系統）農林水産省－地方農政事務所（局）－統計・情報センター－（調査員）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月上旬～翌年2月下旬

【調査事項】 1. 仕入金額、販売金額及び完納奨励金、2. 販売費及び一般管理費、3. 品目別の仕入金額

【調査名】 通信利用動向調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月9日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課

【目的】 利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成2年に開始され、平成9年調査からは、平成5年に開始された通信ネットワーク調査を統合して実施している。

【調査の構成】 1－通信利用動向調査調査票（企業用） 2－通信利用動向調査調査票（世帯用）

【公表】 インターネット及び印刷物（毎年5月末）

【備考】 今回の変更は、通信利用動向調査調査票（世帯用）に係る報告者数の増加及びすべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－通信利用動向調査調査票（企業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「公務」を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,190/42,422（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）12月31日又は4月1日～翌年3月31日又は調査時点に最も近い決算日までの1年間（系統）総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）配布：毎年1月上旬、回収：毎年1月下旬

【調査事項】 1. 企業内通信網の構築状況、2. インターネットの利用状況、3. 電子商取引、4. テレワーク、5. ICT教育、6. 通信ネットワークの安全対策、7. 企業の概要（資本金額、年間売上高、営業利益、人件費、減価償却費及び従業員数）

※

【調査票名】 2－通信利用動向調査調査票（世帯用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）直近の4月1日現在で満年齢20歳以上の世帯員がいる世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）45,192/48,614,026（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）12月31日（系統）総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）配布：毎年1月上旬、回収：毎年1月下旬

【調査事項】 1. 世帯全体用（1）情報通信機器の保有状況、利用状況、（2）インタ

インターネットの利用状況、(3) インターネット利用における被害状況、(4) インターネット利用におけるセキュリティ対策状況、(5) フィルタリングソフト・サービス、(6) インターネットを利用して感じる不安、(7) インターネットを利用しない理由、(8) ケーブルテレビ、衛星放送、(9) 世帯の構成(世帯員数、世帯年収及び住居の種類)、2. 世帯構成員用(1) 過去1年間に利用した情報通信機器、(2) インターネットの利用状況、(3) 公衆無線LANの利用状況、(4) インターネットの利用目的、(5) 有料デジタルコンテンツの購入状況

【調査名】 雇用均等基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月9日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

【目的】 本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和61年度に「女子雇用管理調査」として調査を開始して以来、平成18年度（昭和63年度から「女子雇用管理基本調査」、平成9年度から「女性雇用管理基本調査」に名称変更）まで、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的として毎年実施していたが、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）の改正（平成19年4月施行）に伴い、平成19年度から、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握するための調査として、「雇用均等基本調査」に名称変更して毎年実施されている。

また、本調査は、昭和61年度の調査開始以来、3つのテーマ（1）企業を対象とした女性雇用管理の実施状況、（2）事業所を対象とした育児・介護休業制度等の実施状況、（3）事業所を対象とした母性保護等の実施状況を年次ローテーション方式により実施された。

しかし、平成21年度の調査実施に当たり、ポジティブ・アクションの取組企業割合が女性の継続就業や能力開発支援策の目標値として、また、育児休業取得率が仕事と家庭の両立支援策の目標値として掲げられたことから、これら施策の目標達成年次までの実態を毎年把握することが求められた。

その結果、従前の年次ローテーションによる調査体系の見直しを行い、ポジティブ・アクションの取組状況を毎年把握する企業調査と、育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査を同時に実施されることとなった。

【調査の構成】 1－企業票 2－事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施翌年の7月、詳細：調査実施翌年の12月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び公表時期の早期化等。

なお、今回は23年度以降の調査実施に当たり、調査事項の再整理を行う必要性があることから、1回限りの承認とし、23年度に改めて申請がなされる。

※

【調査票名】 1－企業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を10人以上雇用している民営企業。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不

動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」
（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/400,000 （配布）
郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月1日現在
（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月10日～12月28日

【調査事項】 1. 企業の属性に関する事項（1）企業の名称及び所在地、（2）主な事業内容又は主要製品、（3）常用労働者数、（4）労働組合の有無、2. 女性の雇用管理に関する事項（1）採用区分ごとの新規学卒者数、（2）採用区分のうち女性の採用がなかった区分があった理由、（3）コース別雇用管理制度の有無、（4）新規学卒者のコース別採用状況、（5）コース別雇用管理制度のコース転換制度の有無、（6）コース別雇用管理制度の見直しの有無、（7）コース別雇用管理制度の見直し内容、（8）ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）の取組の有無、（9）ポジティブ・アクションに取り組みない理由、（10）女性の活躍を推進する上での問題点（注）上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1（1）～（4）及び2（8）～（10）であり、それ以外は平成22年度調査においてのみ把握する調査事項である。

※

【調査票名】 2－事業所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/1,500,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年10月1日現在 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年12月10日～12月28日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項 (1) 事業所の名称及び所在地、(2) 主な事業内容又は主要製品、(3) 常用労働者数、(4) 労働組合の有無、2. 育児休業制度等に関する事項 (1) 育児休業制度の規定の有無、(2) 育児休業制度の取得可能期間、(3) 育児休業制度の取得可能回数、(4) 育児休業の申出方法、(5) 育児休業を申し出た者への育児休業期間等の通知の有無、通知方法、(6) 育児休業を申し出た者への育児休業中・休業後の労働条件の通知の有無、通知方法、(7) 育児のための所定労働時間の短縮措置制度の有無、内容、最長取得期間、(8) 育児短時間勤務制度の短縮後の所定労働時間、(9) 育児短時間勤務制度の短縮時間分の賃金の取扱い、(10) 育児短時間勤務制度の適用除外の業務の有無及び代替措置の内容、(11) 出産者の有無、出産者数及び女性育児休業者数、うち有期契約労働者数、(12) 配偶者出産者の有無、配偶者出産者数及び男性育児休業者数、うち有期契約労働者数、(13) 育児休業終了後の復職者数、(14) 育児休業取得期間別育児休業終了後の復職者数、(15) 育児のための所定労働時間短縮措置別利用者数、3. 短時間正社員制度に関する事項 (短時間正社員制度の有無) (注) 上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1 (1)～(4)、2 (1)・(2)・(11)・(12) (ただし、有期労働者数は除く。) 及び3であり、それ以外は平成22年度調査においてのみ把握する調査事項である。

【調査名】 観光産業構造基本調査（仮称）試験調査

【承認年月日】 平成22年11月10日

【実施機関】 観光庁参事官（観光経済担当）

【目的】 観光立国の推進のためには観光地づくりが重要な政策課題となっており、観光地における観光産業の生産・供給構造、雇用・就業構造を把握するための観光産業構造基本調査（仮称）の実施に向けた基礎データを得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－観光産業構造基本調査（仮称）試験調査調査票

【公表】 インターネット（平成23年3月末日）

※

【調査票名】 1－観光産業構造基本調査（仮称）試験調査調査票

【調査対象】 （地域）北海道富良野市（旧富良野町）、長野県飯田市（旧飯田市、旧座光寺村、旧山本村、旧上村、旧和田村）、三重県志摩市（旧浜島町、旧波切町、旧的矢村、旧磯部村、旧鶴方村、旧神明村、旧御座村）（単位）事業所（属性）観光関連産業の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,957（配布）郵送（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成21年12月31日現在（一部項目については平成21年1月～12月までの1年間等）（系統）観光庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年11月末日

【調査事項】 1. 観光との関わり（観光協会への加盟等の有無）、2. 観光客への商品の販売・サービスの提供の有無、3. 事業所の開設時期、4. 事業所の従業者数、5. 経営組織、6. 資本金又は出資金・基金の額及び外国資本比率、7. 決算月、8. 設備投資の有無及び設備投資額、9. 売上（収入）金額及び費用、10. 事業別売上（収入）金額又は割合、11. 事業別利用者数等又は割合、12. 主な事業の売上（収入）金額の観光比率等、13. 主な事業の売上（収入）金額の月別内訳等、14. 年間営業費用の項目別内訳及び支払先地域別割合、15. 相手先別収入額の割合と電子商取引の割合、16. 問4・問10-1～問13における記入負担等、17. 問11-1における観光比率の判断基準、18. 問4・問11-2における期間の区分

【調査名】 幹線旅客流動実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月12日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報安全・調査課、国土交通省鉄道局施設課

【目的】 全国の幹線鉄道の特急列車等、高速道路や都市間を運行する幹線バス及び都道府県間を超えて運航する幹線フェリー・旅客船を利用した旅客の流動等を調査し、需要予測モデルの構築と予測、費用便益分析等の交通政策や交通施設整備計画など、今後の政策の分析・検討等を行うための資料を作成すること及び陸・海・空にわたる総合的な交通体系の整備を進める上で重要な全国幹線旅客純流動調査の基データとして、様々な視点からの幹線旅客流動の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成2年に開始された。

平成22年に、調査の名称が「幹線鉄道旅客流動実態調査」から「幹線旅客流動実態調査」に変更され、「幹線バス旅客流動調査票」及び「幹線フェリー・旅客船旅客流動実態調査票」が新たに追加された。

【調査の構成】 1－幹線鉄道旅客流動実態調査票 2－幹線バス旅客流動調査票 3－幹線フェリー・旅客船旅客流動実態調査票

【公表】 インターネット（平成23年度末）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、「幹線鉄道旅客流動実態調査票」の調査事項の一部変更及び報告者数の増加。

※

【調査票名】 1－幹線鉄道旅客流動実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）幹線鉄道の特急列車等の利用客（抽出枠）発車時刻、車両の種類等から選定された、列車、車両の乗客

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）286,000／1,669,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査当日 （系統）国土交通省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月ごろの平日1日及び休日1日

【調査事項】 1. 旅行目的、2. 宿泊の有無、3. 旅行行程（片道の出発地、乗降・乗り換え駅、到着地）、4. 旅行中立ち寄った地の有無、5. 旅行人数、6. きっぷの種類、7. 旅行者の属性（住所、性別、年齢、職業）

※

【調査票名】 2－幹線バス旅客流動調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）都道府県間を超えて運行する高速バス及び都市間バス（ただし、北海道内にあつては、道内を運行する長距離

バス。)の利用客。

なお、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、中京圏（愛知県、岐阜県及び三重県）及び近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）の大都市圏内の流動は、都道府県内の移動と同様のものとみなして、対象外とする。（抽出枠）対象系統の往路、復路各々について、発時刻を考慮したバス便

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）67,000/202,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査当日（系統）国土交通省－民間事業者－バス事業者－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月ごろの平日1日及び休日1日

【調査事項】1. 旅行の目的、2. 宿泊の有無・旅行全体の泊数及び日数・旅行行程のうちの調査日捕捉、3. 出発地、4. 出発地から現在までの利用交通機関、5. 乗車バス停名、6. 降車バス停名、7. 降車場所から目的地までの利用交通機関、8. 目的地、9. 利用切符、10. 同行者数、11. 住所（市区町村まで）、12. 性別、13. 年齢、14. 仕事

※

【調査票名】3－幹線フェリー・旅客船旅客流動実態調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）都道府県間を超えて運航するフェリー及び旅客船の利用客（一部、都道府県間内航路を含む（新潟－佐渡島、鹿児島－屋久島等））。

なお、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、中京圏（愛知県、岐阜県及び三重県）及び近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）の大都市圏内の流動は、都道府県内の移動と同様のものとみなして、対象外とする。（抽出枠）平日調査については、全数

休日調査については、対象航路の往路、復路各々について、発時刻を考慮した船便

【調査方法】（選定）全数及び有意抽出（客体数）37,600/50,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査当日（系統）国土交通省－民間事業者－船会社－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年11月ごろの平日1日及び休日1日

【調査事項】1. 車と一緒に乗船されたかの有無、2. 旅行の目的、3. 宿泊の有無・旅行全体の泊数及び日数・旅行日数のうちの調査捕捉日、4. 出発地、5. 出発地から乗船までの利用交通機関、6. 乗船した港名、7. 下船する港名、8. 下船場所から目的地までの利用交通機関、9. 目的地、10. 利用切符、

1 1. 同行者数、1 2. 住所（市区町村まで）、1 3. 性別、1 4. 年齢、
1 5. 仕事

【調査名】 経営環境実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月16日

【実施機関】 中小企業庁事業環境部企画課

【目的】 本調査は、米国大手投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻後の世界的な経済危機下において、政府がこれまで講じてきた資金繰り対策や雇用対策等の累次の経済対策の効果に加え、企業の経営環境や施策の利用状況を把握し、今後の中小企業政策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、その時々の中企業白書の骨子に応じてテーマを変更し、平成22年度から毎年度実施されてきており、平成22年度に、調査の名称が「経済危機下における企業の取引実態調査」から「経営環境実態調査」に変更された。

【調査の構成】 1－経営環境実態調査 調査票

【公表】 印刷物（調査実施の翌年4月下旬）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、調査事項の一部変更及び報告者数の増加。

※

【調査票名】 1－経営環境実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」のうち「運輸業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」のうち「専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する企業。（抽出枠）株式会社東京商工リサーチの保有するデータベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）30,675/4,210,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年11月現在 （系統）中小企業庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 企業の概要・最近の経営環境について（所在地、会社形態、創業年、直近決算期、資本金、売上高、営業利益、経常利益、総資産額、総有利子負債額、常用雇用者数、景況感、業種、メインバンクの業態）、2. 個人保証の徴求状況について、3. 中小企業金融円滑化法について、4. 信用保証制度について、5. 最低賃金について、6. 技能の引継ぎについて、7. 雇用調整助成金について、8. 知的財産保護について、9. 中小企業施策について、10. 金融機関との関係について

【調査名】 花き産業振興総合調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月16日

【実施機関】 農林水産省生産局生産流通振興課

【目的】 本調査は、花き産業に係る生産・流通・販売・消費の各分野の状況を的確に把握し、需給動向に即した生産振興及び消費拡大対策の企画立案等の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 平成22年から調査が開始された。

【調査の構成】 1－花木等生産状況調査 調査票 2－卸売業者及び仲卸業者の取引実態調査 調査票 3－梱包資材利用状況調査 調査票

【公表】 インターネット（調査実施年（調査票を回収した年）の8月中旬）

※

【調査票名】 1－花木等生産状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）集出荷団体（市町村よりも小さな地域ごとの生産者団体）（ただし、都道府県単位の生産者団体、都道府県又は都道府県農業協同組合中央会、市町村単位の生産者団体、市町村又は農業協同組合が、情報を保有している場合は、その者）（抽出枠）社団法人日本花き生産協会発行の会員名簿及び都道府県域の関係機関で備え付けの花き生産組織名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）855 （配布）郵送・オンライン・FAX （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年1年間（1月1日～12月31日）（系統）農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月中旬～翌年1月中旬

【調査事項】 1. 花木の種類別（ツツジ、サツキ、カイズカイブキ、タマイブキ、ツバキ、モミジ、ヒバ類、ツゲ類及びその他花木）の作付面積、出荷数量、出荷額、栽培農家数、2. その他の花木の成長段階別、品目別、出荷額（上位5位）、3. 芝の区分別（日本芝、西洋芝）の作付面積、出荷数量、出荷額、栽培農家数、用途別出荷数量割合、4. 芝以外の地被植物の区分別（蔓物類、タケ・ササ類、ジャノヒゲ類、草本類、木本類）の作付面積、出荷数量、出荷額、栽培農家数、用途別の出荷数量割合

※

【調査票名】 2－卸売業者及び仲卸業者の取引実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）卸売会社及び仲卸会社（抽出枠）社団法人日本花き卸売市場協会の会員及び社団法人日本花き卸売市場協会の会員である卸売業者と取引のある仲卸業者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）卸売業者：30／138 仲卸業者：13

3 / 3 6 3 (配布) 郵送・オンライン・FAX (取集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 平成21年1月1日～12月31日
(系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (おおむね3年) (実施期日) 平成22年11月中旬～23年1月中旬

【調査事項】 (卸売業者) 切り花類全体、キク、バラ、カーネーション、ユリ及び鉢もの・苗もの類別の取引先別卸売数量、卸売金額、(仲卸業者) 切り花類及び鉢もの・苗もの類別の取引先別販売数量、販売金額

※

【調査票名】 3－梱包資材利用状況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 集出荷団体及び法人格を有する経営体 (抽出枠) 花き主要出荷者名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 180 / 3,700 (配布) 郵送・オンライン・FAX (取集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 平成21年1月1日～12月31日 (系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年11月中旬～23年1月中旬

【調査事項】 1. 品目別規格別一箱の入り数、出荷本数、出荷割合、2. 品目別利用梱包資材の種類別 (段ボール、バケツ) のサイズ、年間使用量、一箱の単価

【調査名】 環境経済観測調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月24日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境計画課

【目的】 環境ビジネスについては、昨年10月の鳩山首相の所信表明演説や、本年6月の新成長戦略等において、繰り返しその振興の重要性が述べられている。

新成長戦略においては、グリーン・イノベーションを成長分野の筆頭に掲げ、2020年までに市場規模50兆円超増・雇用規模140万人増という新たな需要・雇用の創造を目指すとの方針が打ち出されており、環境ビジネスの振興施策の実施がきわめて重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、本調査は、環境ビジネス関連企業の景況感等について継続的な調査を実施してそれらの動向を把握し、環境ビジネスに係る具体的な促進施策の検討や、政策の効果の評価に活用する等、環境ビジネス振興策の企画・立案の基礎資料として活用していくことを目的とする。

また、環境ビジネスの市場における認知やステータスの向上も視野に入れ調査結果を公表することにより、環境ビジネスの発展に資することをも目的とするものである。

【沿革】 平成22年から調査が開始された。

【調査の構成】 1－環境経済観測調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成23年2月）

※

【調査票名】 1－環境経済観測調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）公務を除くすべての産業の資本金2,000万円以上の企業 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,000／210,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成22年12月（回答日）時点 （系統）環境省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）平成22年12月1日～22日予定

【調査事項】 1. 貴組織の概要について、2. 我が国の環境ビジネス全体の業況（現在、半年後、10年後）、3. 貴社のビジネス全体について、4. 貴社の環境ビジネスについて（1）実施中の環境ビジネス（重視する順に上位3種）、（2）（1）で選択した環境ビジネス3種に係る業況等（現在、半年後、10年後。ただし、資金繰りについては、現在のみ回答。）ア. 貴社の当該環境ビジネスの業況、イ. 当該環境ビジネス業界の国内需給、ウ. 貴社の当該環境ビジネスの提供価格、エ. 貴社の当該環境ビジネスに投入する研究開発費、オ. 貴社の当該環境ビジネスに投入する設備規模、カ. 貴社の当該環境ビジネス

に投入する人員体制、キ. 貴社の当該環境ビジネスの資金繰り、ク. 当該環境ビジネス業界の海外需給

【調査名】 集落営農実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月24日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、意欲ある多様な農業者として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うとともに、「食料・農業・農村基本計画」の評価の指標とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として平成17年から実施されてきたが、統計法の全部改正により、平成21年度調査から一般統計調査として扱われることになった。

平成22年度調査から、本調査に農林水産省実施の一般統計調査「集落営農活動実態調査」が統合された。

【調査の構成】 1－集落営農実態調査票 2－集落営農活動実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の3月末日、詳細：調査実施年の12月末日）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、集落営農実態調査票及び集落営農活動実態調査票に係る調査事項の一部変更、集落営農活動実態調査票に係る調査対象範囲、報告者数及び調査実施期間の変更。

※

【調査票名】 1－集落営農実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）市区町村（直近の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,740 （配布）郵送・オンライン・FAX （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）毎年2月1日現在 （系統）農林水産省－地方農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月中旬～翌年2月中旬

【調査事項】 1. 集落営農の概要（1）継続等区分、（2）設立年次、（3）集落営農の組織形態、（4）農業生産法人について、（5）法人化計画について、（6）特定農業法人、特定農業団体等への該当、（7）水田・畑作経営所得安定対策への加入状況、（8）戸別所得補償モデル対策への加入状況、（9）当該集落営農が存在する農業集落の中山間地域等直接支払交付金対象地域への該当、（10）当該集落営農が存在する農業集落の農地・水・環境保全向上対策交付金対象地域への該当、（11）規約・定款の整備、（12）集落営農の構成、（13）農用地利用改善団体について、2. 集落営農の営農状況（1）経営規模・農地利用の目標、（2）集落内の営農を一括管理・運営、（3）集

落営農の活動内容、(4) 集落営農における主たる従事者数、(5) 収支の一元経理の状況について

※

【調査票名】 2－集落営農活動実態調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 農産物の生産・販売を行っている
集落営農の代表者 (抽出枠) 集落営農実態調査票の結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,500/10,000 (配布) 郵送
(収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年3月1日現在 (系統)
農林水産省－地方農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年3月上旬～4月上旬

【調査事項】 1. 集落営農の概況について (1) 活動の目的について、(2) 組織の構成について、ア. 代表者の年齢、性別、イ. オペレーター数、ウ. 主たる従事者数、エ. 構成農家の状況、オ. 後継者の状況、2. 集落営農の農業生産について (1) 取組農産物の状況、(2) 農作業の体制、3. 集落営農の収支・資産の状況について (1) 農業用機械・施設等の状況、(2) 集落営農の総収入の状況、(3) 集落営農の総収入の変化の状況、(4) 財務諸表の整備状況、(5) 経理実務の体制、4. 集落営農の各種取組について (1) 所得の向上に向けた取組状況、(2) 農業生産以外の事業への取組状況、(3) 法人化に向けた取組状況 (非法人のみ回答)

【調査名】 農産物地産地消等実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年11月29日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）では、「食料の安定供給の確保に関する施策」として「国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化」を図るための「地産地消の推進」に取り組んでいくこととしている。

このため、地場農産物の取扱状況や今後の意向を把握することにより、地場農産物の使用動向を明らかにし、地産地消の今後の推進方向等についての検討に必要な資料を整備するとともに、農家が生産だけでなく、加工や販売の取り組みを行うことにより、農産物の販路拡大や付加価値向上を図り、収益力を確保する等の施策の推進に資するために実施する。

【沿革】 本調査は、平成16年から3年ごとにその都度1回限りで実施されている。

【調査の構成】 1－産地直売所調査票 2－農産加工場調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成23年5月下旬、詳細：平成23年9月下旬）

【備考】 今回の変更は、産地直売所調査票及び農産加工場調査票に係る調査事項及び報告者数の変更、農産加工場調査票に係る調査対象の範囲の変更。

※

【調査票名】 1－産地直売所調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体、事業所及び個人 （属性）2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した地方公共団体、第3セクター、農業協同組合、その他（農業協同組合（女性部・青年部）、生産者又は生産者グループ等）が運営する産地直売所（抽出枠）2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）2,978/16,824（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成21年度（平成21年4月1日～22年3月31日）（系統）農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成23年1月下旬～2月下旬

【調査事項】 1. 産地直売所の概要（1）運営（経営）主体機関、（2）営業時期、（3）営業施設の状況、（4）開設年次、（5）年間営業日数、（6）売場面積、（7）従業者数、2. 産地直売所の経営概況（1）参加（登録）農家の状況、（2）購入者の状況、3. 「地場農産物」の取扱状況（1）販売状況及び地場農産物の割合、（2）地場農産物販売の取組・効果・課題、（3）地場農産物のこれまで及び今後の取扱い

※

【調査票名】 2－農産加工場調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業経営体、事業所及び個人 (属性) 2010年世界農林業センサス(農林業経営体調査)において「農産物の加工」をしていると回答した販売農家(法人・個人)、家族経営以外の農業経営体及び農協等からの情報収集により把握した農産加工場を運営する農協等(抽出枠) 2010年世界農林業センサス(農林業経営体調査)

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 5,730/34,879 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成21年度(平成21年4月1日～22年3月31日) (系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 成23年1月下旬～2月下旬

【調査事項】 1. 農産加工場の概要(1) 運営(経営)主体機関、(2) 稼働時期、(3) 開設年次、(4) 年間稼働日数、(5) 施設面積、(6) 従業者数、2. 農産加工場の経営概況(1) 仕入状況及び地場農産物の割合、(2) 販売状況及び出荷地域、3. 「地場農産物」の使用(1) 地場農産物使用の取組・効果・課題、(2) 地場農産物のこれまで及び今後の取扱い

【調査名】 新規就農者調査（平成22年承認・2回目）

【承認年月日】 平成22年11月29日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 本調査は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

【沿革】 2000年（平成12年）世界農林業センサスまでは、農家調査票の中に、個々の農家世帯員に係る2か年（前年と、更に1年前（以下「前々年」という。））の就業状態についての項目が設けられていたことから、本調査の就業状態調査票に相当するデータ（すなわち、自営農業就農者数）が把握できた。

しかし、2005年（平成17年）農林業センサスにおいて、同センサスが全数調査であることを踏まえた報告者負担の軽減の観点から、前々年の就業状態に関する事項が削除され、同センサスとして、自営農業就農者を把握することができなくなった。

本調査は、この農林業センサスの簡素化を受け、これに代わって、自営農業就農者数を含めた新規就農者数の動向を総合的に把握するために、平成19年から開始されたものである。

また、新規参入者調査票については、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、平成22年調査から就業状態調査票及び新規雇用者調査票とともに、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－就業状態調査票 2－新規雇用者調査票 3－新規参入者調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の9月末日、詳細：調査実施年の12月末日）

【備考】 今回の変更は、母集団情報を2005年農林業センサスから2010年世界農林業センサスに変更することに伴う報告者数の変更。

※

【調査票名】 1－就業状態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち家族経営体（世帯単位で事業を行う経営体）（抽出枠）2010年世界農林業センサスの結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）91,007／1,647,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年4月1日現在（系統）農林水産省－農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年4月中旬～5月中旬

【調査事項】 1. 農業経営の状況、2. 農業従事者数、3. 農業従事者の年齢及び性別、
4. 農業従事者の調査期日前1年間及び調査期日前1年間より遡って1年間の生活の主な状態

※

【調査票名】 2－新規雇用者調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業経営体 (属性) 農業経営体のうち組織経営体及び一戸一法人(法人化している家族経営体) (抽出枠) 2010年世界農林業センサスの結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,569/33,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日現在 (系統) 農林水産省－農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月中旬～5月中旬

【調査事項】 1. 新規雇用者の有無、2. 新規雇用者数、3. 新規雇用者の年齢及び性別、4. 新規雇用者の農家出身・非農家出身の別、5. 新規雇用者の就業上の地位、6. 新規雇用者の従事する作業の内容、7. 新規雇用者の雇用される直前の就業状態

※

【調査票名】 3－新規参入者調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業委員会及び地方公共団体 (属性) 農業委員会、及び農業委員会が設置されていない市区町村においては当該市区町村

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,753 (配布) 郵送・オンライン・FAX (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日現在 (系統) 農林水産省－農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月中旬～5月中旬

【調査事項】 新規参入者の男女別年齢別の人数

一般統計調査の中止通知

【調査名】 集落営農活動実態調査（平成22年通知）

【通知年月日】 平成22年11月24日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 「食料・農業・農村基本計画」において担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案・推進等に必要な資料の整備を行うことを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成19年度以降毎年実施されていたが、平成22年度調査から集落営農実態調査に統合されるため、「集落営農活動実態調査」という名称の調査としては中止されることとなった。

【備考】 [中止理由] 農林水産省において、従来の集落営農実態調査と集落営農活動実態調査を1つの調査として整理、統合する検討を行った結果、集落営農実態調査に集落営農活動実態調査を統合し、「集落営農実態調査」の名称の下で引き続き「集落営農実態調査票」と「集落営農活動実態調査票」として調査を行い、「集落営農活動実態調査」としては、調査を中止することとしたため。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 外国人登録者数調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月1日

【実施機関】 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室

【目的】 愛知県内の外国人登録者数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進める上での参考資料とする。

【調査の構成】 1－市町村別外国人登録者数調査票

※

【調査票名】 1－市町村別外国人登録者数調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）地方公共団体 （属性）愛知県内各市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）57 （配布）オンライン（電子メール）（収集）オンライン（電子メール）（記入）自計 （把握時）毎年12月末日現在 （系統）愛知県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月中旬～1月下旬

【調査事項】 各市町村の国籍別外国人登録者数

【調査名】 高等技術専門校再構築に係る基礎調査における離職者調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月10日

【実施機関】 千葉県商工労働部産業人材課

【目的】 千葉県では、高等技術専門校において、離職者や新規高卒者等に対して就業に必要な技能や知識の習得を目的とした実践的な職業訓練や、企業の従業員等のスキルアップを図るための職業訓練を実施してきた。

今後、効率的・効果的な職業訓練を行うためには、離職者等のニーズを把握することが必要なことから、本離職者調査を実施するものである。

【調査の構成】 1－高等技術専門校再構築に係る基礎調査 調査票

※

【調査票名】 1－高等技術専門校再構築に係る基礎調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内の公共職業安定所への来所者（県外からの来所者を含む。）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500 （配布）調査員 （収集）調査員
（記入）他計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）千葉県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年11月中旬～11月下旬

【調査事項】 1. 来所者の属性（住所、性別、年齢）、2. 離職前の仕事（業種、職種、雇用形態、離職理由、求職期間）、3. 今後希望する仕事（職種、必要と思われる知識等）、4. 職業訓練について（受講希望等）、5. 県内公共職業能力開発施設について（認知状況、利用希望）

【調査名】 平成22年度職業能力開発基礎調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月11日

【実施機関】 香川県商工労働部労働政策課

【目的】 職業能力開発促進法第7条第1項の規定に基づく「第9次香川県職業能力開発計画」（計画期間平成23～27年度）を策定するに当たり、技能労働者の職業能力開発の状況等を把握するとともに、今後の職業能力開発施策の参考とするため、事業所、在職労働者等を調査対象としてアンケート調査を実施するもの。

【調査の構成】 1－職業能力開発基礎調査 調査票（民間事業所） 2－職業能力開発基礎調査 調査票（在職者） 3－職業能力開発基礎調査 調査票（高等技術学校訓練生）

※

【調査票名】 1－職業能力開発基礎調査 調査票（民間事業所）

【調査対象】 （地域）香川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち1人以上の常用労働者を有する事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800/20,000 （配布）郵送 （収集）調査員及びFAX （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）香川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月10日～23年1月31日

【調査事項】 1. 事業所の属性、2. 企業動向、3. 雇用、4. 高松・丸亀高等技術学校との関わり、5. 社員教育、6. 在職者訓練、7. 技能継承の問題

※

【調査票名】 2－職業能力開発基礎調査 調査票（在職者）

【調査対象】 （地域）香川県全域 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち1人以上の常用労働者を有する事業所に雇用されている労働者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,800 （配布）郵送 （収集）調査員及びFAX （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）香川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月10日～23年1月31日

【調査事項】 1. 産業及び職業区分、2. 公共職業能力開発施設が実施するセミナー、3. 自己啓発の実施状況

※

【調査票名】 3－職業能力開発基礎調査 調査票（高等技術学校訓練生）

【調査対象】 (地域) 香川県全域 (単位) 個人 (属性) 香川県立高等技術学校の訓練生 (施設内訓練生及び委託訓練先訓練生)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 480 (配布) 郵送 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成22年12月1日現在 (系統) 香川県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年12月10日～23年1月31日

【調査事項】 受講している訓練科及び高等技術学校に対する考え

【調査名】 年末一時金要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月16日

【実施機関】 宮崎県商工観光労働部労働政策課

【目的】 宮崎県内民間企業における年末一時金の要求・妥結状況を調査することにより、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成22年 年末一時金調査票

※

【調査票名】 1－平成22年 年末一時金調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）労働組合 （属性）労働組合法が適用される労働組合 （抽出枠）労働組合基礎調査結果

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）166／430 （配布）郵送・FAX （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年12月31日現在 （系統）宮崎県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月10日～翌年1月31日

【調査事項】 1. 従業員数、2. 平均年齢、3. 平均勤続年数、4. 妥結前平均賃金、5. 年末一時金の要求内容（日付、金額、月数）、6. 年末一時金の妥結内容（日付、金額、月数）、7. 一時金の年間臨給方式

【調査名】 岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月26日

【実施機関】 岐阜県総合企画部観光・ブランド振興課

【目的】 岐阜県内のスキー場に関し、スキー場への誘客や検証等に必要な基礎データを把握する。

【調査の構成】 1－岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査票

【備考】 本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域及び大阪府全域 （単位）個人 （属性）個人 （抽出枠）愛知県内及び大阪府内の商業施設の来客者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/900,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査時点現在 （系統）岐阜県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月25日～23年2月19日

【調査事項】 1. 氏名、2. 居住地、3. 性別、4. 年齢、5. 岐阜県内スキー場への訪問の有無及び場所、6. 同行者、7. 年訪問回数、8. 日帰り・宿泊の別、9. 岐阜県への観光を兼ねたスキー場訪問の有無、10. 移動手段、11. スキーの経験の有無、12. スキーに行かなくなった理由、13. 今年スキーに行く予定、14. スキー以外の訪問予定箇所、15. 今年スキーに行かない理由

【調査名】 県内留学生就職活動実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月29日

【実施機関】 愛知県地域振興部国際課

【目的】 海外高度人材候補である留学生は、卒業・修了後も愛知県で活躍を続けていくことが望まれるが、留学生は日本人学生に比べ就職活動に必要な基本的情報の不足があると指摘されている。

そのため留学生の愛知県定着を目指した、効果的な就職支援施策の実施に資するため、留学生の就職活動に対する意識や留学生の就職活動に関する実態調査と併せて、日本人学生、大学担当者及び企業に対する意向調査を実施する。

【調査の構成】 1－県内留学生の進路・就職活動についてのアンケート 2－県内日本人学生の進路・就職活動についてのアンケート 3－外国人留学生の就職活動に関するアンケート 4－外国人留学生の採用に関するアンケート

※

【調査票名】 1－県内留学生の進路・就職活動についてのアンケート

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）留学の在留資格により県内大学等に在籍し教育を受ける外国人学生 （抽出枠）愛知の留学生（2010年3月号）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査回答時点 （系統）愛知県－民間事業者－大学－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月10日～23年1月31日

【調査事項】 1. 留学生の属性、2. 日本に留学した理由、3. 日本で就職したい理由、4. 就職活動に対する不安、5. 就職活動の実施状況、6. 希望する職種、7. 内定企業

※

【調査票名】 2－県内日本人学生の進路・就職活動についてのアンケート

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）県内大学等に在籍し、就職活動を行っている日本人学生 （抽出枠）愛知の留学生（2010年3月号）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,140/45,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査回答時点 （系統）愛知県－民間事業者－大学－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年12月10日～23年1月31日

【調査事項】 1. 学生の属性、2. 就職活動の実施状況、3. 希望する職種、4. 内定

企業

※

【調査票名】 3－外国人留学生の就職活動に関するアンケート

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 個人 (属性) 県内大学等の留学生受入れ
担当部署 (抽出枠) 愛知の留学生(2010年3月号)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 50 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入)
自計 (把握時) 調査回答時点(問1に関しては平成22年12月1日時点)
(系統) 愛知県－民間事業者－大学－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年12月10日～23年1月
31日

【調査事項】 1. 在籍留学生数、2. 留学生の就職支援担当部署、3. 留学生対象の就
職支援、4. 留学生の就職支援で活用するソース

※

【調査票名】 4－外国人留学生の採用に関するアンケート

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 企業 (属性) 2011年中経企業年鑑掲
載企業より愛知県内に営業所のある企業 (抽出枠) 2011年中経企業年
鑑

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,000/2,700 (配布) 郵送
(収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査回答時点 (系統) 愛知県－
民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成22年12月15日～23年1月
31日

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 今後の経営戦略、4. 留学生の採用状況

【調査名】 食育等に関するアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月30日

【実施機関】 奈良県健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 健康長寿を目指し、奈良県民の健康づくりの取組の増加を図る上で、健康的な食生活を実践することは重要である。

また、近年、子どもの朝食欠食、家族で揃っての食事や食の生産に触れる機会の減少により、食を楽しむ、食を大切に作る心を育てる「食育」が困難になっている。

このことから、平成18年度に策定した「奈良県食育推進計画」を総合的に推進すると共に子供の食育を通じ、地域で子育てを支援する環境づくりを明らかにし、食育に関する意識や日頃の食に関する生活等について、実態と意識の両面から把握することにより、23年度策定予定の次期「奈良県食育推進計画」策定の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－食育等に関するアンケート調査 調査票（成人用） 2－食育等に関するアンケート調査 調査票（幼児用） 3－食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生低学年用） 4－食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生高学年用） 5－食育等に関するアンケート調査 調査票（中学生・高校生用）

※

【調査票名】 1－食育等に関するアンケート調査 調査票（成人用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上80歳未満の県民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000／1,080,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月1日現在 （系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年12月15日～23年1月31日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（年齢、性別、身長、体重、職業、世帯員数、家族構成、通勤時間、勤務時間等）、2. 食育について、3. 食生活について、4. 食の安全・安心について、5. 地産地消・食文化の伝承等について、6. 食環境について

※

【調査票名】 2－食育等に関するアンケート調査 調査票（幼児用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）満1歳以上6歳未満の幼児及びその保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000／58,000 （配布）郵

送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系統）奈良県—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年12月15日～23年1月31日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（年齢、性別、身長、体重、家族構成等）、
2. 子どもの食生活について、3. 食の安全・安心について、4. 地産地消・食文化の伝承等について、5. 食育について

※

【調査票名】 3—食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生低学年用）

【調査対象】（地域）奈良県全域（単位）個人（属性）県下の公立小学校に通学する1年～3年の児童（抽出枠）学校基本調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）4,500／38,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系統）奈良県—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年12月15日～23年1月31日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（学年、性別、世帯員数、家族構成）、2. 食生活・食習慣について

※

【調査票名】 4—食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生高学年用）

【調査対象】（地域）奈良県全域（単位）個人（属性）県下の公立小学校に通学する4年～6年の児童（抽出枠）学校基本調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）4,500／41,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系統）奈良県—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年12月15日～23年1月31日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（学年、性別、世帯員数、家族構成）、2. 食生活等について、3. ファーストフード、市販飲料、カップ麺の利用について、4. 自分の体格等について

※

【調査票名】 5—食育等に関するアンケート調査 調査票（中学生・高校生用）

【調査対象】（地域）奈良県全域（単位）個人（属性）県下の公立中学校・高等学校に通学する生徒（抽出枠）学校基本調査

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）4,500／85,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年12月1日現在（系

統) 奈良県—民間事業者—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年12月15日～23年1月31日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報(学年、性別、世帯員数、家族構成)、2. 食生活等について、3. ファーストフード、市販飲料、カップ麺の利用について、4. 地産地消・食文化の伝承、5. 自分の体格等について

(2) 変更

【調査名】 熊本県労働条件等実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年11月15日

【実施機関】 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課

【目的】 熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てる。

【調査の構成】 1－平成22年度熊本県労働条件等実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更、調査の実施期間を約4か月繰下げ。

※

【調査票名】 1－平成22年度熊本県労働条件等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成14年3月改定）による大分類「農業」、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所であって、従業員数5人以上の事業所すべて（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/29,147（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）熊本県－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年12月1日～12月22日

【調査事項】 1. 事業所の概要（1）就業形態、（2）正社員の年齢構成及び平均年齢、（3）管理職の登用状況、2. 賃金制度（1）正社員の賃金支払形態、（2）正社員の所定内賃金、（3）正社員の賃上げ、3. 労働時間（1）正社員の所定労働時間、（2）正社員の週休制、（3）正社員の年間休日及び年次有給休暇、4. 仕事と家庭の両立支援（育児休業制度）（1）育児休業の規定の有無（2）規定の方法、（3）パパ・ママ育休プラス対応状況、（4）育児休業制度の取得状況、（5）育児休業取得後の復職状況、（6）育児休業の休業期間、5. 仕事と家庭の両立支援（介護休業制度）（1）介護休業の規定の有無（2）規定の方法、（3）介護休業制度の過去5年間の取得状況、（4）介護休業制度の休業期間、6. 仕事と家庭の両立支援（各種の支援制度）（1）育児のための支援措置制度（2）子の看護休暇制度、（3）子の看護休暇の取得期間、（4）子の看護休暇の取得日数、（5）介護休暇制度の規定の有無、（6）育児・介護を行う労働者の時間外労働・深夜業の制限、7. ワーク・ライフ・バランス（1）ワーク・ライフ・バランスの認知状況、（2）ワー

ク・ライフ・バランスの取り組み内容、(3) ワーク・ライフ・バランスの
今後の取り組み方、(4) ワーク・ライフ・バランスに取り組まない理由、(5)
ワーク・ライフ・バランスを進めるために行政に望む支援